企画競争実施の公示

令和８年１０月５日
鳥海ダム工事事務所長　下田　一朗

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１．業務概要

（１）業務名　　鳥海ダム不動産鑑定評価（由利本荘市内）業務

（２）業務内容　　鳥海ダム工事事務所所管の事業用地取得等のために必要となる、１．（１）の業務に係る１．（４）に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書の作成並びにこれらに付随する諸業務。

（３）履行期間　　令和８年１２月２８日まで

（４）評価対象地域　　１．（１）に掲げる不動産鑑定評価業務の評価対象地域は、それぞれ次の各号に掲げる地域区分とする。

≪ダム事業≫

由利本荘市内の畑地地域

２．企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東北地域の競争参加資格を有する者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。

（４）企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「企画競争実施に係る説明書」参照）。

（５）企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

（６）不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。

（７）業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第４０条に規定する懲戒処分を受けていないこと。

（８）企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第４１条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。

（９）平成２８年度以降公示日までに一件以上の不動産の鑑定評価の実績を有すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交

通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 企画競争に係る説明書を４.（２）により直接交付を受けた者であること。

３．特定するための評価基準

（１）地価公示標準地の評価等に関する実績

（２）地価調査基準地の評価等に関する実績

（３）鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績　等

（４）業務実施方針

評価対象地域の存する市町村における地価動向及び不動産市況等の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施　等

（５）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

４．手続等

（１）担当部局

〒015－0885　秋田県由利本荘市水林４０８

国土交通省　東北地方整備局　鳥海ダム工事事務所　総務課　経理係

電　話：０１８４－２３－５１２０

電子メール：thr-756keiyaku@ki.mlit.go.jp

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、託送（着払い・希望者の負担）、電子メール又は（１）の場所で交付を行う。

① 託送又は電子メールの場合：令和８年１０月２０日（火）16 時 00 分までに（１）に送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記のうえ、電子メール（送信後必ず着信を確認すること。）により申し出ること。

②（１）の場所の場合：令和８年１０月２０日（火）16 時 00 分まで交付する。交付を希望する場合は、予め（１）の担当まで事前連絡を行うこと。

（３）企画提案書の提出期限、場所及び方法

①提　出　期　限：令和８年１０月２０日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日９時００分から１６時００分まで。

②提　出　場　所：（１）に同じ。

③提　出　方　法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）、託送（簡易書留と同等のものに限る。提出期限まで必着。）もしくは電子メール（送信後、必ず着信を確認すること。）によるものとする。

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口は、４．（１）に同じ。

（３）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（４）提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

（５）提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募

者に対して指名停止を行うことがある。

（６）特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（７）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

（８）その他の詳細は説明書による。